

# 愛知県消防広域化推進計画（変更素案）の概要

## I 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

### 1 推進計画の目的

- 消防体制の充実強化を目的として、自主的な市町村消防の広域化を計画的かつ円滑に推進するために必要な事項を定める。

### 2 推進計画策定、変更の経緯（新規）

- 2008年3月に「愛知県消防広域化推進計画」を策定。
- 年●月、広域化に向けた県内市町村の動向や基本指針の改正等を踏まえ計画を変更。

### 3 推進計画に定める事項

#### 4 消防広域化の推進期間

- 2029年4月1日までを目途とする。

#### 5 推進計画の変更

- 広域化又は連携・協力対象市町村の組合せの変更が検討され、広域化の主旨に合致する場合は、計画を変更する。

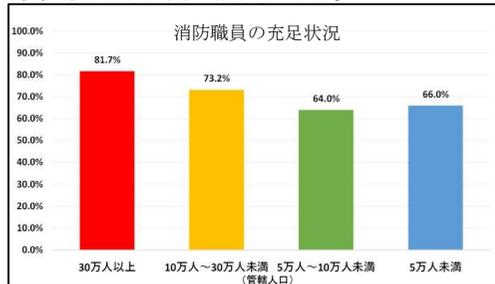
## II 市町村の消防の現況及び将来見通し

### 1 市町村の消防の現況

- 県内34本部のうち、半数の17本部が管轄人口10万人未満

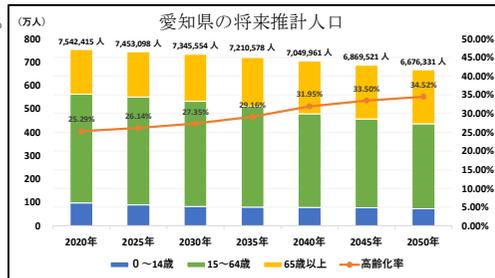
### 2 消防本部規模ごとに比較した消防力の分析結果（新規）

- 規模が大きい消防本部ほど、消防力の整備指針に基づく消防職員の充足率が高い傾向にある。



### 3 市町村の消防の将来見通し

- 人口減少や高齢化など、消防を取り巻く環境は今後も大きく変化していくことが予想される中、消防がその責務を果たしていくためには、一層の消防体制の充実強化が必要。



## III 広域化対象市町村の組合せ及び中心消防本部の設定

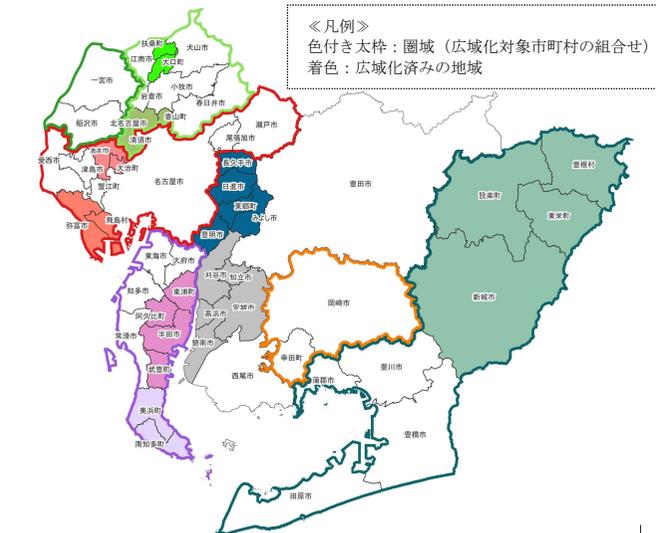
### 1 広域化対象市町村の考え方及び組合せ

#### (1) 基本的な考え方

- 既存の消防本部は分割しない。
- 管轄人口は概ね30万人以上とし、現在30万人を超えている消防本部も対象とする。
- 既存の2次医療圏、2次救急医療圏との整合を考慮する。
- 地域の実情を考慮する。

#### (2) 広域化対象市町村の組合せ（変更）

- 2次医療圏を基本として、広域化に向けた県内市町村の動向を踏まえて、広域化対象市町村の組合せを別紙のとおりとする。
- 圏域単位で広域化が進んだ場合、県全体としての消防本部数は、現在の34本部から10本部となる。



#### (3) 長期的展望による広域化対象市町村の組合せ（新規）

- 10年後から20年後の長期的展望として、尾張地域全体を一つの圏域とする。
- 三河地域の市町村においても、指令の共同運用や、より大きな圏域での広域化について検討することが考えられる。

### 2 中心消防本部の設定（新規）

- 地域（名古屋・海部・尾張東部圏域）の核となり広域化の検討を主導する消防本部として、名古屋市消防局を中心消防本部と定める。

### 3 消防広域化重点地域の指定（新規）

- 広域化の気運が高まった地域については、「消防広域化重点地域」に指定し、その取組を他の地域よりも先行して集中的に推進することとする。

## 4 消防の連携・協力の考え方及び組合せ（新規）

### (1) 基本的な考え方

- 組織の統合に向けた調整が困難である等、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても、必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じ、事務の一部について連携・協力を推進することが必要である。

### (2) 消防の連携・協力の類型

- 基本指針にて示されている指令の共同運用始め7類型の連携・協力を推進計画に位置付ける。

### (3) 連携・協力対象市町村の組合せ

- 関係市町村間で合意形成し、連携・協力に向けた具体的な協議を行っている地域及び既に連携・協力を実施している地域を定める。

(指令の共同運用6地域、消防用車両の共同整備1地域)

### (4) 高機能消防指令センターの共同運用について

## IV 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

### 1 市町村に対する県の支援等

- 先進事例等の情報提供
- 国の支援策の活用等の連絡調整

### 2 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等

## V 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

### 1 広域化後の消防の体制の整備

- 広域化の効果を十分に発揮できるよう、一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要

### 2 構成市町村等間関係

- 関係者の意思疎通、情報共有を円滑に図ることが必要

### 3 広域化後の消防体制の整備のために考えられる方策

- 広域化後の消防体制について、構成市町村等間において可能な限り、規約・規程等を定めることが有効

## VI 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

### 1 消防団との連携の確保

### 2 市町村防災担当部局との連携の確保

## VII 広域消防運営計画に関する事項

- 広域化対象市町村が、広域化後の消防の円滑な運営を確保するために作成する「広域消防運営計画」には、基本方針、消防本部の位置・名称、関係機関との連携確保に関する事項等について定める。

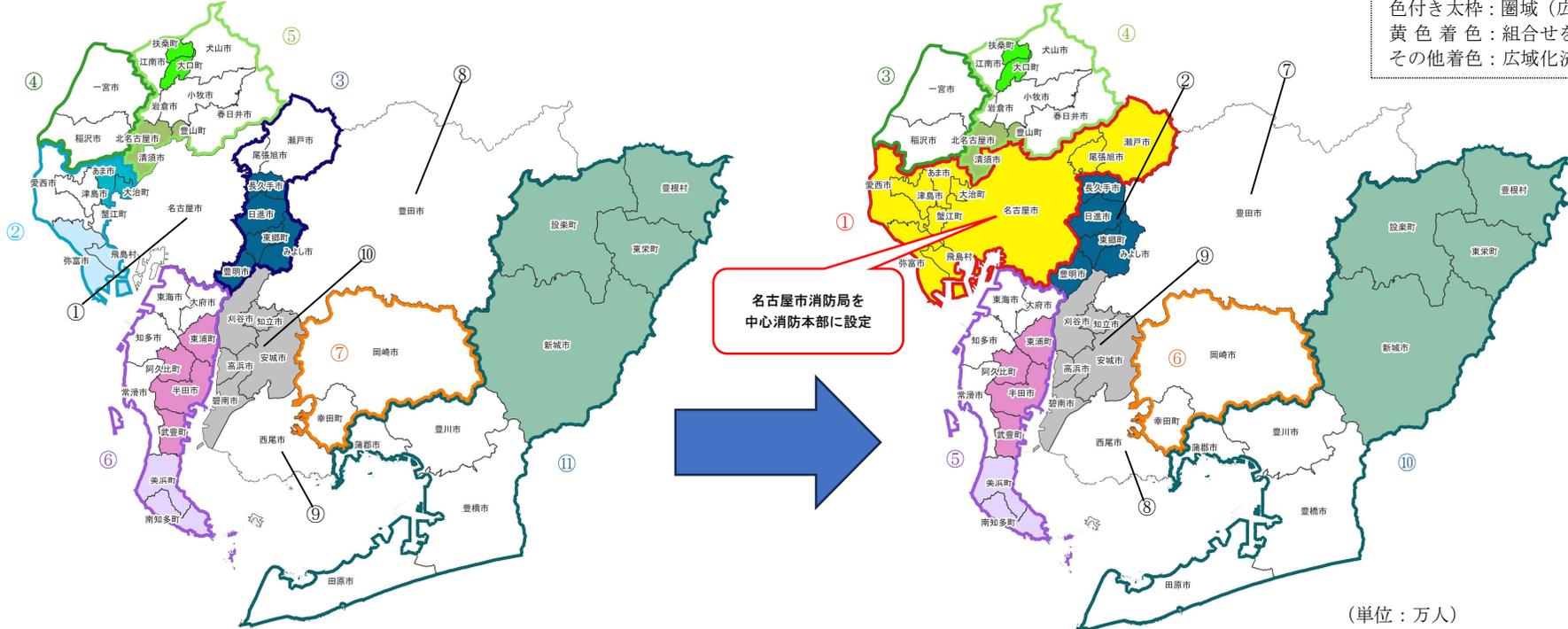
# 広域化対象市町村の組合せ

別紙

現行計画（2024年12月1日現在）

計画変更後（案）

《凡例》  
 色付き太枠：圏域（広域化対象市町村の組合せ）  
 黄色着色：組合せを変更（拡大）する地域  
 その他着色：広域化済みの地域



名古屋市消防局を  
中心消防本部に設定

(単位：万人)

| 圏域名等      | 構成市町村                                      |
|-----------|--|
| ①名古屋市     | —  |
| ②海部       | 津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村                |
| ③尾張東部     | 瀬戸市、尾張旭市                                   |
| ④尾張西部     | 豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町                      |
| ⑤尾張中・北部   | 一宮市、稲沢市                                    |
| ⑥知多       | 春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町 |
| ⑦知多       | 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町  |
| ⑧岡崎額田     | 岡崎市、幸田町                                    |
| ⑨西尾市      | —  |
| ⑩衣浦東部広域連合 | 碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市                        |
| ⑪東三河      | 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村            |

| 圏域名等         | 構成市町村   | 人口    |
|--------------|---|-------|
| ①名古屋・海部・尾張東部 | 名古屋市（中心消防本部）、瀬戸市、津島市、尾張旭市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村 | 285.1 |
| (②尾三消防組合)    | 豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町                             | 32.8  |
| ③尾張西部        | 豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町                             | 32.8  |
| ④尾張中・北部      | 一宮市、稲沢市   | 50.5  |
| ⑤知多          | 春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町        | 89.1  |
| ⑥知多          | 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町         | 61.8  |
| ⑦岡崎額田        | 岡崎市、幸田町   | 42.4  |
| ⑧西尾市         | —   | 41.5  |
| ⑨西尾市         | —   | 16.7  |
| ⑩衣浦東部広域連合    | 碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市                               | 53.0  |
| ⑪東三河         | 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村                   | 73.1  |

## 長期的展望（案）

10年後から20年後の長期的展望として、尾張地域全体を一つの圏域とする。

三河地域の市町村においても、指令の共同運用や、より大きな圏域での広域化について検討することが考えられる。